＜改訂版＞

静岡県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画

令和３年３月　改定

静　岡　県

目　次

はじめに

Ⅰ　計画改定の趣旨及び基本的事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
　1　計画改定の趣旨
　2　計画改定の基本的事項
　　(1)　目　的
　　(2)　計画期間
　　(3)　計画の対象
　3　基本方針
Ⅱ　処理の体制の現状　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
　1　これまでの取組
　　(1)　県市による取組
　　(2)　全国的な処理体制の整備
Ⅲ　ＰＣＢ廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込み　・・・・・・・・・・　6
　1　ＰＣＢ廃棄物の保管量及びＰＣＢ使用製品の使用量
　2　ＰＣＢ廃棄物の発生量及び処分量の見込み
Ⅳ　ＰＣＢ廃棄物の広域的な処理の体制　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　10
　1　拠点的広域処理施設による処理
　2　無害化処理認定施設及び都道府県知事等の許可業者による処理
　3　電力会社による処理
Ⅴ　ＰＣＢ廃棄物の確実かつ適正な処理の推進　・・・・・・・・・・・・・・・　11
　1　保管事業者の役割
　2　所有事業者の役割
　3　収集運搬を行う者の役割
　4　処分を行う者（処分業者）の役割
　5　県及び政令市の役割
　　(1)　保管事業者に対する監視・指導等
　　(2)　所有事業者に対する啓発等
　　(3)　収集運搬を行う者及び処分業者に対する監視・指導等
　　(4)　県有・市町有のＰＣＢ廃棄物の処理
　　(5)　県民の理解を深めるための広報等
Ⅵ　ＰＣＢ廃棄物の処理体制を確保するための方策　・・・・・・・・・・・・　15
　1　ＰＣＢ廃棄物の広域的な処理体制
　2　ＰＣＢ廃棄物処理基金による処理支援
　3　未届けのＰＣＢ廃棄物等の掘り起こし
　4　収集運搬経路における緊急時広域連絡体制

はじめに

ポリ塩化ビフェニル（ＰＣＢ）は、化学的に安定している、熱により分解しにくい、絶縁性が良い、沸点が高い、不燃性であるなどの性質を有する物質であり、昭和30年代から変圧器・コンデンサー用の絶縁油や熱交換器等の熱媒体のほか、塗料や感圧複写紙など幅広い分野に使用されてきた。

しかし、昭和 43 年に食用油の製造過程において、熱媒体として使用されたＰＣＢが混入し、健康被害を発生させたカネミ油症事件が起きた。その後、様々な生物や母乳等からも検出され、ＰＣＢによる汚染が問題となり、昭和 47 年から新たな製造はなくなった。

ＰＣＢの製造等が禁止されて以来、国内においてＰＣＢ廃棄物は、処理体制の整備が著しく停滞していたため処分がなされず、長い間、事業者により保管されてきた。処分のめどが立たないまま長期にわたる保管が継続する中で、ＰＣＢ廃棄物の紛失等が発生し、環境汚染の進行が懸念される状況となった。

その間、国際的なＰＣＢの使用廃絶や処理の機運の高まりを背景にポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）が平成 13 年に制定され、ＰＣＢ廃棄物を保管する事業者に対し、ＰＣＢ廃棄物の保管状況等の届出や期限内の処分が義務付けられた。

平成 15 年４月に、環境省は「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」を策定し、中間貯蔵・環境安全事業株式会社が設置する拠点的広域処理施設により高濃度ＰＣＢ廃棄物の処理が進められている。

しかし、中間貯蔵・環境安全事業株式会社における、世界でも類を見ない大規模な化学処理方式による処理は、施設稼動後に明らかになった課題の対応のため、作業環境の改善、設備の追加などを迫られ、当初予定していた平成 28 年３月までの事業完了が困難な状況となったことや、微量のＰＣＢに汚染された電気機器が大量に存在することが判明したことなどを踏まえ、処分期間が令和９年３月 31 日までとされた。

その後、平成 28 年の特別措置法の改正により、高濃度ＰＣＢ廃棄物の中間貯蔵・環境安全事業株式会社に対する処分委託を行う期限として設定された計画的処理完了期限より前の時点で処分期間を設定し、この処分期間内に高濃度ＰＣＢ廃棄物及び高濃度ＰＣＢ使用製品を自ら処分又は処分委託若しくは廃棄すること等を義務付けるとともに、知事の報告徴収及び立入検査の権限の強化等が図られた。

また、平成 21 年に廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）において無害化処理認定制度の対象に低濃度ＰＣＢ廃棄物が追加され、加えて、令和元年 12 月に特別措置法の施行規則（以下「特別措置法施行規則」という。）の改正により無害化処理認定施設で処理可能な低濃度ＰＣＢ廃棄物が拡充

され、当該制度を活用して低濃度ＰＣＢ廃棄物の処理が進められているところである。

ＰＣＢ廃棄物は、これまでの取組みにより大きく処理が進んだと言えるが、処理完了に向けては、まだ道半ばである。今後、一日も早い処理完了に向け、ＰＣＢ廃棄物を保管する事業者、使用中のＰＣＢが使われている製品（以下「ＰＣＢ使用製品」という。）を所有する事業者、ＰＣＢ使用製品を製造した者、国、県、市町村等の関係者が、この問題を解決するという確固たる意思を持って、それぞれの責務を果たさなければならない。

（注）中間貯蔵・環境安全事業株式会社（略称ＪＥＳＣＯ）は平成 16 年に 100％政府出資により設立され、国の監督のもとにＰＣＢ廃棄物の処理を行う機関

Ⅰ　計画改定の趣旨及び基本的事項

１　計画改定の趣旨

平成28年８月に特別措置法の改正、令和元年12月に特別措置法施行規則の改正により、国のポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画（以下「基本計画」という。）が改定されてＰＣＢ廃棄物の処理体制の見直し等が行われたことから、県内のＰＣＢ廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するため、特別措置法第７条の規定に基づき、平成27年５月に改定した静岡県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画を改定する。

なお、本計画は、国の基本計画の変更や、ＰＣＢ廃棄物の処理事業の実施状況等を勘案し、必要に応じて見直しを行うこととする。

２　計画改定の基本的事項

（１）目　的

本計画は、県内のＰＣＢ廃棄物の確実かつ適正な処理を総合的かつ計画的に推進するための方策を定めることにより、ＰＣＢ廃棄物による環境汚染を未然に防止し、もって県民の健康の保護及び生活環境の保全を図ることを目的とする。

（２）計画期間

本計画は、令和２年度から令和８年度までの７年間を計画期間とする。

（３）計画の対象

本計画は、静岡県内のＰＣＢ廃棄物及び使用中のＰＣＢが使われている製品（以下「ＰＣＢ使用製品」という。）を対象とする。

３　基本方針

○　県内のすべてのＰＣＢ廃棄物及びＰＣＢ使用製品を安全かつ計画的に処理し、早期に処理が完了するよう取組を進める。

○　県内のすべてのＰＣＢ廃棄物及びＰＣＢ使用製品について、高濃度のものは「中間貯蔵・環境安全事業株式会社」の拠点的広域処理施設において、それぞれの処理期限内に、低濃度のものは無害化処理認定施設等において令和９年３月までに処理する。

○　国、県、政令市、関係行政機関、処理に関係する事業者等はそれぞれの役割を果たすとともに、連携し、事業の円滑な推進を図る。

【参考】主なＰＣＢ廃棄物の種類ごとの処理体制・処理期限

<table>
<tr><th>区分</th><th colspan="2">種　　類</th><th>処理体制</th><th>処理期限</th></tr>
<tr><td rowspan="7">高濃度</td><td colspan="2">変圧器・コンデンサー等</td><td>豊田ＰＣＢ処理事業所</td><td>令和４年３月 31 日</td></tr>
<tr><td rowspan="4"></td><td rowspan="4">車載トランス</td><td>豊田ＰＣＢ処理事業所</td><td>令和４年３月 31 日</td></tr>
<tr><td>北九州ＰＣＢ処理事業所</td><td>平成 30 年３月 31 日</td></tr>
<tr><td>大阪ＰＣＢ処理事業所</td><td>令和３年３月 31 日</td></tr>
<tr><td>東京ＰＣＢ処理事業所</td><td>令和４年３月 31 日</td></tr>
<tr><td colspan="2">安定器・汚染物等</td><td>北九州ＰＣＢ処理事業所</td><td>令和３年３月 31 日</td></tr>
<tr><td></td><td>一部の小型電気機器</td><td>豊田ＰＣＢ処理事業所</td><td>令和４年３月 31 日</td></tr>
<tr><td rowspan="3">低濃度</td><td colspan="2">低濃度ＰＣＢ含有廃棄物
(0.5 mg/kg超 5,000mg/kg 以下の不燃性汚染物及び
0.5 mg/kg超 100,000mg/kg 以下の可燃性汚染物)</td><td rowspan="2">無害化処理認定施設
又は
都道府県知事等の
許可業者</td><td rowspan="3">令和９年３月 31 日</td></tr>
<tr><td colspan="2">微量ＰＣＢ汚染廃電気機器等
(0.5～数十 mg/kg)</td></tr>
<tr><td></td><td>柱上変圧器・
柱上変圧器由来の微量のＰＣＢを含む絶縁油</td><td>電力会社による処理
（電力会社保有分）</td></tr>
</table>

（注）　「変圧器・コンデンサー等」は、ＰＣＢを使用した変圧器及びコンデンサー並びにこれらと同程度の大型の電気機器が廃棄物になったもののほか、廃ＰＣＢ及びＰＣＢを含む廃油をいう。

「安定器・汚染物等」は、安定器その他これらと同程度の小型の電気機器が廃棄物になったもののほか、ＰＣＢ濃度が100,000mg/kg超の可燃物や同濃度が5,000mg/kg超の不燃物をいう。

「微量ＰＣＢ汚染廃電気機器等」は、ＰＣＢを使用していないとする電気機器等であって、数mg～数十mg/kg程度のＰＣＢに汚染された絶縁油を含むものをいう。

変圧器

コンデンサー

安定器（蛍光灯用）

Ⅱ　処理の体制の現状

１　これまでの取組

（１）県市による取組

ア　適正保管の指導

県、政令市（以下「県市」という。）は、事業活動に伴って発生したＰＣＢ廃棄物を保管する県内の事業者（以下「保管事業者」という。）に対して、生活環境の保全上支障が生じないよう廃棄物処理法に基づき、特別管理産業廃棄物管理責任者を設置するとともに、保管基準に従って適正に保管するよう指導してきた。

また、特別措置法に基づく保管状況の届出等の徹底を図るとともに、ＰＣＢ廃棄物の紛失と不適正処理の防止を図るため保管事業者への報告徴収や立入検査を行っている。

特別措置法に定める事業者に課せられた義務

○　ＰＣＢ廃棄物の保管及び処分の状況等の届出（毎年度）
○　ＰＣＢ廃棄物の期間内の処分又は処分の委託
○　ＰＣＢ廃棄物を保管する事業場に変更があったときは、変更の届出
○　ＰＣＢ廃棄物の譲渡し及び譲受けの制限（環境省令で定める場合を除く。）
○　相続、合併又は分割があった場合において、事業者の地位の承継があったときは、承継の届出

県内のＰＣＢ廃棄物保管等事業所数

時　点	届出事業所数
平成 28 年度末	1,991 事業所
平成 29 年度末	2,011 事業所
平成 30 年度末	2,006 事業所

(注)事業所数には個人による保管を含む。

イ　所有事業者等への啓発と指導

ＰＣＢ使用製品も将来的にはＰＣＢ廃棄物となることから、県市はそれぞれの区域にあるＰＣＢ使用製品を所有する事業者（以下「所有事業者」という。）の把握に努めるとともに、ＰＣＢ使用製品の計画的な使用の中止と処分を働きかけている。

ウ　中間貯蔵・環境安全事業株式会社(豊田・北九州ＰＣＢ処理事業所)との協力

県内の高濃度ＰＣＢを含む変圧器･コンデンサー等のＰＣＢ廃棄物の処理は、平成 17 年 9 月に処理を開始した中間貯蔵･環境安全事業株式会社豊田ＰＣＢ処理事業所（愛知県豊田市）において、平成 20 年度に始まった。

また、県内の高濃度ＰＣＢを含む安定器及び汚染物等のＰＣＢ廃棄物の処理は、平成16年12月に処理を開始した中間貯蔵・環境安全事業株式会社北九州ＰＣＢ処理事業所（福岡県北九州市）において、平成26年度に始まった。

県市は、ＰＣＢ廃棄物の計画的かつ効率的な処理が行われるよう、豊田ＰＣＢ処理事業所の早期登録制度・調整協力割引制度の啓発に協力し、保管事業者や所有事業者に制度の活用を促した。

県内からの豊田・北九州ＰＣＢ処理事業所搬入状況（令和２年３月末現在）

種　　類	登　録　数	搬入実績	処理進捗率
トランス類	1,110 台	1,049 台	94.5 %
コンデンサー類	21,952 台	20,411 台	93.0 %
ＰＣＢ油	84,510 kg	80,121 kg	94.8 %
保管容器	859 箱	846 箱	98.5 %
安定器等（汚染物含む）	852,203 kg	383,501 kg	45.0 %

（２）全国的な処理体制の整備

ＰＣＢ廃棄物である変圧器・コンデンサー等の処理は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社の拠点的広域処理施設が国内５箇所（北九州、大阪、豊田、東京及び北海道）に整備され、処理が行われてきた。令和２年９月末における処理進捗率は、変圧器が約97%、コンデンサーが約95%、安定器及び汚染物等が約70%となっている。今後も安全操業を第一としつつ、計画的かつ早期に処理が行われるよう拠点的広域処理施設における処理対象物を定め、処理が困難な対象物は、従来の事業対象地域を越えて拠点的広域処理施設の処理能力を活用して処理の促進を図ることになった（北九州ＰＣＢ処理事務所における変圧器・コンデンサー等については、平成30年３月31日を以って処分期間が終了した。）。

また、安定器やＰＣＢ汚染物の処理は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社により拠点的広域処理施設が２箇所で整備され、北九州ＰＣＢ処理事業所では西日本の区域（本県を含む27府県）を対象に、北海道ＰＣＢ処理事業所では東日本の区域（20都道県）を対象に処理が進められることとなった。

さらに、低濃度ＰＣＢ廃棄物の処理については、廃棄物処理法に基づき都道府県知事等が特別管理産業廃棄物処分業の許可又は産業廃棄物処理施設の設置の許可を行うことに加え、環境大臣が無害化処理の認定を行うことにより、処理体制の整備が図られている。

電力会社が保有しているＰＣＢが混入する柱上変圧器本体は、それぞれ自社の分解処理施設等において、解体後に洗浄され、一部の金属部材は鉄鋼原料や銅原料などへの再利用が、また、ＰＣＢ絶縁油は無害化の後、燃料油への再利用等が進められている。

（注）「低濃度ＰＣＢ廃棄物」とは、

①ＰＣＢを使用していないとする電気機器等であって、微量のＰＣＢによって汚染された絶縁油に由来するもの（微量ＰＣＢ汚染廃電気機器等）

②ＰＣＢ濃度が0.5 mg/kg超5,000 mg/kg以下のＰＣＢ含有廃棄物（可燃性のＰＣＢ汚染物等を除く）

③ＰＣＢ濃度が0.5 mg/kg超100,000 mg/kg以下の可燃性のＰＣＢ汚染物等

◎ 拠点的広域処理施設による処理

○ 変圧器・コンデンサー等

事業名	処理方式	処理能力	処理の開始	計画的処理完了期限
北九州	脱塩素化分解	1.5ｔ/日	平成 16 年 12 月	平成 31 年３月 31 日
大　阪	脱塩素化分解	2.0ｔ/日	平成 18 年 10 月	令和４年３月 31 日
豊　田	脱塩素化分解	1.6ｔ/日	平成 17 年９月	令和５年３月 31 日
東　京	脱塩素化分解	2.0ｔ/日	平成 17 年 11 月	
北海道	脱塩素化分解	1.8ｔ/日	平成 20 年５月	

（注）処理能力はＰＣＢ分解量。

○ 安定器・汚染物等

事業名	処理方式	処理能力	処理の開始	計画的処理完了期限
北九州	プラズマ溶融	10.4ｔ/日	平成 21 年７月	令和４年３月 31 日
北海道	プラズマ溶融	12.2ｔ/日	平成 25 年９月	令和６年３月 31 日

（注）処理能力は安定器・汚染物等量

◎ 民間の事業者による処理

○ 低濃度ＰＣＢ廃棄物の処理

無害化処理認定施設	廃棄物処理法第 15 条の４の４に基づき環境大臣が認定する無害化処理を行う施設。 この認定を受けた者は、廃棄物処理業及び廃棄物処理施設設置に係る許可は不要である。
都道府県知事等の許可業者	廃棄物処理法第 14 条の４第６項に基づく低濃度ＰＣＢ廃棄物に係る特別管理産業廃棄物処分業の許可業者による処理。 ＰＣＢ廃棄物の処理施設は、廃棄物処理法第 15 条第１項に基づく設置許可を要する。

Ⅲ　ＰＣＢ廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込み

１　ＰＣＢ廃棄物の保管量及びＰＣＢ使用製品の使用量【静岡県内】

県内の保管事業者から特別措置法による届出のあった平成 31 年３月 31 日現在のＰＣＢ廃棄物の保管量及びＰＣＢ使用製品の使用量は、次のとおりである。

（１）高濃度

廃棄物の種類		単位	保管量		使用量	
			事業場数	数量	事業場数	数量
変圧器・コンデンサー	変圧器（トランス）	個	18	172	1	1
	ネオン変圧器（ネオントランス）	個	9	218	0	0
	コンデンサー（３kg 以上）	個	204	702	35	178
	コンデンサー（３kg 未満）	個	53	10,776	2	3
	柱上変圧器（柱上トランス）	個	1	6	0	0
安定器	蛍光灯用安定器	個	466	62,139	111	6,789
	水銀灯用安定器	個	139	3,766	21	1,063
	ナトリウム灯用安定器	個	3	2,343	0	0
	安定器（用途不明）	個	36	7,701	4	51
ＰＣＢ油	その他 PCB を含む油	kg	13	8,794	0	0
	変圧器油（トランス油）	kg	1	12	0	0
	熱媒体油	kg	0	0	0	0
	柱上変圧器油（柱上トランス油）	kg	1	1	0	0
	コンデンサー油	kg	2	55	0	0
その他機器	計器用変成器	個	1	1	0	0
	サージアブソーバー	個	0	0	0	0
	リアクトル	個	1	1	0	0
	放電コイル	個	2	3	0	0
	整流器	個	1	1	0	0
	その他電気機械器具	個	18	182	1	2
	ＯＦケーブル	kg	0	0	0	0
汚染物等	感圧複写紙	kg	7	16,260	0	0
	ウエス	kg	50	1,056	0	0
	汚泥	kg	4	776	0	0
	塗膜	kg	0	0	0	0
他	その他	kg	85	46,469	0	0

（２）低濃度及び濃度不明

廃　棄　物　の　種　類		単位	保　管　量		使　用　量	
			事業場数	数量	事業場数	数量
変圧器・コンデンサー	変圧器（トランス）	個	517	2,149	299	908
	ネオン変圧器（ネオントランス）	個	2	18	2	2
	コンデンサー（３kg 以上）	個	293	974	77	160
	コンデンサー（３kg 未満）	個	46	1,369	8	16,286
	柱上変圧器（柱上トランス）	個	12	105	3	308
ＰＣＢ油	その他 PCB を含む油	kg	52	9,241	2	128
	変圧器油（トランス油）	kg	19	74,257	2	430
	熱媒体油	kg	0	0	0	0
	柱上変圧器油（柱上トランス油）	kg	6	96	1	200
	コンデンサー油	kg	2	37	0	0
その他機器	計器用変成器	個	8	32	4	16
	サージアブソーバー	個	0	0	2	2
	リアクトル	個	20	50	14	34
	放電コイル	個	7	19	0	0
	整流器	個	2	3	1	1
	その他電気機械器具	個	219	975	117	679
	ＯＦケーブル	kg	0	0	0	0
汚染物等	感圧複写紙	kg	4	7,330	0	0
	ウエス	kg	52	6,815	0	0
	汚泥	kg	7	9,740	0	0
	塗膜	kg	7	18,072	1	0
他	その他	kg	166	186,328	17	6,644

２　ＰＣＢ廃棄物の発生量及び処分量の見込み【静岡県内】

ＰＣＢ廃棄物の処分量の見込みは次のとおりである。

なお、県内の保管事業者から特別措置法による届出のあった平成 31 年３月 31 日現在のＰＣＢ使用製品の使用量、及び電気事業法に基づく電気関係報告規則により所有事業者が経済産業省に報告したＰＣＢ使用製品の使用量（特別措置法により届出のあったＰＣＢ使用製品の使用量を除く。）の合計をＰＣＢ廃棄物の発生量として見込み、これに平成 31 年３月 31 日現在のＰＣＢ廃棄物の保管量を加えたものをＰＣＢ廃棄物の処分量とした。

（１）高濃度

機器・形状等		単位	保管量(a)	発生量(b)	処分量(a+b)
変圧器・コンデンサー	変圧器（トランス）	個	172	32	204
	ネオン変圧器（ネオントランス）	個	218	0	218
	コンデンサー（３kg 以上）	個	702	365	1,067
	コンデンサー（３kg 未満）	個	10,776	3	10,779
	柱上変圧器（柱上トランス）	個	6	0	6
安定器	蛍光灯用安定器	個	62,139	6,789	68,928
	水銀灯用安定器	個	3,766	1,063	4,829
	ナトリウム灯用安定器	個	2,343	0	2,343
	安定器（用途不明）	個	7,701	51	7,752
ＰＣＢ油	その他 PCB を含む油	kg	8,794	0	8,794
	変圧器油（トランス油）	kg	12	0	12
	熱媒体油	kg	0	0	0
	柱上変圧器油（柱上トランス油）	kg	1	0	1
	コンデンサー油	kg	55	0	55
その他機器	計器用変成器	個	1	0	1
	サージアブソーバー	個	0	0	0
	リアクトル	個	1	0	1
	放電コイル	個	3	0	3
	整流器	個	1	0	1
	その他電気機械器具	個	182	2	184
	ＯＦケーブル	kg	0	0	0
汚染物等	感圧複写紙	kg	16,260	0	16,260
	ウエス	kg	1,056	0	1,056
	汚泥	kg	776	0	776
	塗膜	kg	0	0	0
他	その他	kg	46,469	0	46,469

（注）(b)には経済産業省の電気関係報告規則に基づく報告分を算入

（２）低濃度及び濃度不明

機器・形状等		単位	保管量(a)	発生量(b)	処分量(a+b)
変圧器・コンデンサー	変圧器（トランス）	個	2,149	1,946	12,889
	ネオン変圧器（ネオントランス）	個	18	2	20
	コンデンサー（３kg 以上）	個	974	392	1,366
	コンデンサー（３kg 未満）	個	1,369	16,286	17,655
	柱上変圧器（柱上トランス）	個	105	352	457
ＰＣＢ油	その他 PCB を含む油	kg	9,241	128	9,369
	変圧器油（トランス油）	kg	74,257	430	74,687
	熱媒体油	kg	0	0	0
	柱上変圧器油（柱上トランス油）	kg	96	200	296
	コンデンサー油	kg	37	0	37
その他機器	計器用変成器	個	32	59	91
	サージアブソーバー	個	0	2	2
	リアクトル	個	50	41	91
	放電コイル	個	19	16	35
	整流器	個	3	1	4
	その他電気機械器具	個	975	736	1,711
	ＯＦケーブル	kg	0	0	0
汚染物等	感圧複写紙	kg	7,330	0	7,330
	ウエス	kg	6,815	0	6,815
	汚泥	kg	9,740	0	9,740
	塗膜	kg	18,072	0	18,072
他	その他	kg	186,328	6,644	192,972

（注）(b)には経済産業省の電気関係報告規則に基づく報告分を算入

Ⅳ　ＰＣＢ廃棄物の広域的な処理の体制

１　拠点的広域処理施設による処理

県内の高濃度のＰＣＢを使用した変圧器及びコンデンサー並びにこれらと同程度の大型電気機器のほか、廃ＰＣＢ油、保管容器、小型電気機器の一部については、中間貯蔵・環境安全事業株式会社の拠点的広域処理施設である豊田ＰＣＢ処理事業所において、令和４年３月 31 日までに処理する。

県内の車載トランスについては、豊田ＰＣＢ処理事業所において令和４年３月 31 日までに処理するほか、同社の北九州ＰＣＢ処理事業所（福岡県北九州市）、大阪ＰＣＢ処理事業所（大阪府大阪市）及び東京ＰＣＢ処理事業所（東京都江東区）において処理する。

県内の高濃度の安定器等・汚染物のうち、同社の豊田ＰＣＢ処理事業所において処理が困難な小型電気機器（一部の機器を除く。）、照明用安定器、ＰＣＢ濃度が 100,000 mg/kg超の可燃物や同濃度が 5,000 mg/kg超の不燃物については、同社の北九州ＰＣＢ処理事業所において、令和３年３月 31 日までに処理する。

２　無害化処理認定施設及び都道府県知事等の許可業者による処理

県内の低濃度ＰＣＢ廃棄物の処理は、無害化処理認定施設及び都道府県知事等の許可業者を活用し、安全かつ確実な処理を進める。

＜無害化処理認定施設及び都道府県知事等の許可業者＞

環境省ホームページを参照のこと

https://www.env.go.jp/recycle/poly/facilities.html

３　電力会社による処理

電力会社が保有する柱上変圧器に使用されている絶縁油の一部には、極微量のＰＣＢが混入したものがある。こうした柱上変圧器は、東京電力株式会社管内と中部電力株式会社管内併せて約 2,000 個が使用又は保管されている。

これらの柱上変圧器等は、東京電力株式会社では神奈川県等の自社設備において、中部電力株式会社では愛知県の自社の設備等において処理が進められており、代替品への早期転換を図りつつ、令和９年３月 31 日までに計画的な処理を進めるものとする。

（注）　令和２年３月末時点の電力会社資料に基づく推計量。

Ⅴ　ＰＣＢ廃棄物の確実かつ適正な処理の推進

１　保管事業者の役割

○　保管事業者には、廃棄物処理法及び特別措置法等の規定によりＰＣＢ廃棄物を適正に保管すること、保管及び処分の状況を届け出ること、処分期間内に処理が完了するよう、自ら又はＰＣＢ廃棄物無害化処理認定事業者若しくはＰＣＢ廃棄物に係る特別管理産業廃棄物処分業者に委託して、確実かつ適正に処理することが義務付けられている。

○　ＰＣＢ廃棄物の保管に当たっては、特別管理産業廃棄物管理責任者の指導・監督のもと、廃棄物処理法で定める保管基準等を遵守し、紛失やＰＣＢの漏えい等により人の健康及び生活環境に係る被害が生じないようその保管状況を点検するとともに､誤って処分したりすることのないよう必要に応じて改善措置を講じる。

○　ＰＣＢ廃棄物の処分に当たっては、拠点的広域処理施設等における処理状況等を勘案しながら、委託する時期を含めた自社の処理計画を適切に決定し、本計画に定める処分期間内に安全かつ確実に処理を完了するものとする。

○　ＰＣＢ廃棄物を自らの責任おいて処分する場合は、廃棄物処理法等関係法令を遵守するとともに、県市の指導等に従い、本計画に定める処分期間内に安全かつ確実に処理を完了するものとする。

○　10kg以上の変圧器・コンデンサ等を多量（20台以上）に保管又は使用している事業者にあっては、処分を行う者の受入条件及び受入計画と整合を図りつつ、ＰＣＢ廃棄物の計画的かつ効率的な処分に関する事項を定めた計画を策定し、その内容を県に報告する。

２　所有事業者の役割

○　所有事業者には、特別措置法の規定により、廃棄の見込みを届け出ることが義務付けられている（電気事業法に規定する電気工作物（以下「ＰＣＢ工作物」という。）である高濃度ＰＣＢ使用製品については、同法の定めによる。)。

○　ＰＣＢ使用製品を処分期間内に廃棄するため、ＰＣＢ使用製品の使用を計画的に中止して代替品への転換を進めるとともに、ＰＣＢ廃棄物となった場合は、前述の「１　保管事業者の役割」に掲げる責務を果たす。

○　ＰＣＢ使用製品からのＰＣＢ漏えい及び流出により人の健康及び生活環境に係る被害が生じないようその適正な管理に努めるとともに、処理に向けた準備を行

う。

３　収集運搬を行う者の役割

○　ＰＣＢの漏えいや流出により、人の健康被害又は生活環境に係る被害が生じないよう、漏えい防止の措置、基準を満たした運搬容器の使用など、廃棄物処理法その他関係法令、国が定めるガイドラインのほか、処分を行う処理施設の受入基準等を遵守する。

○　安全で効率的かつ計画的な搬入を確保するため、保管事業者及び運搬先や処分先の処理施設と相互に調整を図るとともに、安全管理責任者、運行管理責任者を設置して運行管理を行う。

○　ＰＣＢ廃棄物の安全で適正な収集運搬が行われるよう、緊急時の応急措置や連絡体制等を定めた緊急時対応マニュアルを整備するとともに、収集運搬に従事する者に対してＰＣＢ廃棄物の収集運搬の方法、車両等の点検整備及び緊急時の対応など必要な事項について教育を行う。

４　処分を行う者（処分業者）の役割

○　国、県市が実施する施策に協力し、ＰＣＢ廃棄物が処分期間に確実かつ適正に処理が進むよう処理計画を定めるとともに、保管事業者及び収集運搬を行う者と調整を図り、計画的な処理に努める。

○　廃棄物処理法に定める処理施設の技術上の基準、維持管理の技術上の基準及び処分の基準を遵守し、トラブルによる稼動停止等が生じないよう万全を期し、適正な運転管理を行う。

○　処理施設周辺の大気等の状況を定期的に測定し、施設の操業状況や環境モニタリングの状況等の情報公開をするなど広報活動を積極的に行い、地域住民の理解及び信頼を得られるよう努める。

５　県及び政令市の役割

（１）保管事業者に対する監視・指導等

ＰＣＢ廃棄物の紛失や大規模地震等による飛散・流出等がないよう連携・協力し、所管する区域内に存する保管事業者の実態把握や監視・指導等に努め、ＰＣＢ廃棄物の安全かつ適正な処理を促進する。

ア　適正な保管

廃棄物処理法に基づき特別管理産業廃棄物管理責任者を設置し、保管基準に従った適正な保管について周知徹底を図るほか、ＰＣＢ廃棄物の保管及び処分の状

況に係る届出を指導する。

イ　早期の処理

本計画に基づく計画的な処理について周知、指導等を行うとともに、処理が遅れている保管事業者に対し、処理時期の確認を行うとともに、早期に処理委託が行われるよう必要な助言、指導を行う。

また、費用の負担を忌避し処理委託を行わない者がないよう対策を検討する。

ウ　立入検査

県内のＰＣＢ廃棄物が適正に処理されるまでの間、ＰＣＢの漏えいや飛散・流出がないようＰＣＢ廃棄物の保管・処分の実態を把握し、必要に応じて立入検査等を実施し、紛失や不適正保管・処理の防止に努める。

エ　改善命令

処分期間内に高濃度ＰＣＢ廃棄物の処分が行われない場合等には、必要に応じ、期限を定めて、当該高濃度ＰＣＢ廃棄物の処分その他必要な措置を講ずべきことを命ずる。

オ　代執行

保管事業者が改善命令による必要な措置を講じない場合や、破産、死去、相続等に起因して、高濃度ＰＣＢ廃棄物を処分すべき保管事業者を知ることができない場合など、高濃度ＰＣＢ廃棄物の確実かつ適正な処理上の支障が生じるおそれがある場合には、代執行を行う。

カ　その他の指導

不適正な処理が行われ、生活環境保全上の支障が生じ、又はそのおそれがある場合には、廃棄物処理法、特別措置法その他関係法令により必要な措置を講じるよう指導する。

また、保管事業者に事業の廃止や移転、建物の売却などがあった場合には、誤廃棄等の不適正な処理が行われないよう重点的に指導する。

（２）所有事業者に対する啓発等

ＰＣＢ電気工作物等の使用、保管及び処分の状況を的確に把握するため、経済産業省地方産業保安監督部との間で情報交換を行い、特別措置法に基づく届出の情報及び電気関係報告規則に基づくＰＣＢ電気工作物の設置の状況に関する報告の情報を相互に共有し、所管区域内にあるＰＣＢ使用製品の実態把握に努める。

また、電気保安関係団体等と連携し、届出の義務のないＰＣＢ電気工作物の使用状況や、未届けのままとなっているＰＣＢ廃棄物に関する保管情報の収集に努めるとともに、所有事業者に対するＰＣＢ使用製品の早期かつ計画的な利用停止を啓発する。

必要に応じてＰＣＢ使用製品のＰＣＢ濃度の測定・分析を促し、これらＰＣＢ使用製品がＰＣＢ廃棄物になった場合は、特別措置法に基づき早期に処理するよう指導する。

＜測定方法等＞

○　絶縁油中の微量ＰＣＢに関する簡易測定法マニュアル

○　低濃度ＰＣＢ含有廃棄物に関する測定方法

（３）収集運搬を行う者及び処分業者に対する監視・指導等

収集運搬業者及び自らＰＣＢ廃棄物の収集運搬を行う保管事業者（以下「収集運搬を行う者」という。）に対し、廃棄物処理法その他関係法令のほか、国が定めたガイドライン、処分を行う処理施設の受入基準等の遵守を指導する。

処分業者に対し、ＰＣＢ廃棄物の安全で適正な処理が行われるよう廃棄物処理法に定める処理施設の技術上の基準、維持管理の技術上の基準及び処分の基準の遵守を指導する。

また、収集運搬を行う者による安全かつ適正なＰＣＢ廃棄物の収集運搬が確保されるよう必要に応じて立入検査を行う。

＜ガイドライン等＞

○　ＰＣＢ廃棄物収集・運搬ガイドライン

○　低濃度ＰＣＢ廃棄物収集・運搬ガイドライン

○　ＰＣＢ廃棄物の処理作業等における安全衛生対策要綱

○　低濃度ＰＣＢ廃棄物の処理に関するガイドライン（焼却処理編）

○　微量ＰＣＢ汚染廃電気機器等の処理に関するガイドライン（洗浄処理編）

（４）県有・市町有のＰＣＢ廃棄物の処理

自らが保管事業者である県及び市町は、率先して自らのＰＣＢ廃棄物を処理し、ＰＣＢ廃棄物の円滑な処理に向けて、他の保管事業者に対し先導的役割を果たす。

（５）県民の理解を深めるための広報等

ＰＣＢ廃棄物の処理体制を確保し、処理を推進していくためには、県民の理解を得て、その協力の下に円滑に施策を推進することが不可欠である。

県市は、ＰＣＢ廃棄物の保管、収集運搬及び処分に関する必要な情報を積極的に公開・提供するとともに、啓発資料や県市のホームページ等を通じてＰＣＢ廃棄物の適正な保管や収集運搬に関する情報、拠点的広域処理施設における処分に関する情報など必要な情報を的確に提供し、その周知に努める。

Ⅵ　ＰＣＢ廃棄物の処理体制を確保するための方策

１　ＰＣＢ廃棄物の広域的な処理体制

ＰＣＢ廃棄物の処理事業は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社が整備する拠点的広域処理施設を中核とした処理体制の下に進められているものの、県内には長期にわたる保管事業者も多数あるほか、ＰＣＢ電気工作物も多数あり、広域的な収集運搬や、円滑な処理を効率的かつ計画的に進める必要がある。

これらのＰＣＢ廃棄物が拠点的広域処理施設の能力に見合ったかたちで収集運搬されるようその体制を確保するため、ＰＣＢ廃棄物の種類、数量、運搬手段、運搬経路及び保管事業者に対する指導並びに緊急時の連絡体制等について、関係する自治体等と十分な協議及び調整を図る。

県市は、ＰＣＢ廃棄物の広域処理を計画的に推進するため、ＰＣＢ廃棄物処理に係る東海地区広域協議会や関係自治体で構成する会議（以下「広域協議会等」という。）における十分な協議及び調整を行うほか、ＰＣＢ廃棄物に関する情報の共有や、相互に意見交換を行うことなどにより本計画の円滑な推進を図る。

特に、高濃度のＰＣＢ廃棄物の処理事業は、拠点的広域処理施設が立地する地元の理解と協力の下に、豊田ＰＣＢ処理事業所、北九州ＰＣＢ処理事業所などにおいて処理することになったことを十分認識し、関係者への広域輸送に係る規制等の周知徹底を図り、処理の安全性の確保や早期の処理を推進する。

２　ＰＣＢ廃棄物処理基金による処理支援

ＰＣＢ廃棄物等を保管又は使用している事業者の中には中小企業者が数多く含まれている。一方、変圧器等は、機器が大型であって相当量のＰＣＢが含まれていることから、高額な処分費用を要することが見込まれ、中小企業者にとっては経済的に大きな負担となっている。

また、廃棄物の処理については、廃棄物処理法第３条に基づき、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」と定められており、ＰＣＢ廃棄物の処理についても、保管事業者が処理の費用負担を行わなければならないことは、中小企業者もその例外ではない。

このため、国は平成 13 年度から、国、都道府県及び産業界の拠出による「ＰＣＢ廃棄物処理基金」を独立行政法人環境再生保全機構に設置した。この基金からの助成金と国からの国庫補助金により、中小企業者に対して高濃度ＰＣＢ廃棄物等の処分料金が軽減されており、中間貯蔵・環境安全事業株式会社に処分委託する場合は、収集運搬及び処分料金等の 70％（個人は 95％）が軽減される。

県は、県内の中小企業者が保管するＰＣＢ廃棄物の処分費用の負担軽減を図り、処分期限までの確実かつ適正な処理を推進するため、平成 13 年度から毎年この基金に出えんしていた（平成 30 年度で都道府県からの出えんは終了）。

３　未届けのＰＣＢ廃棄物等の掘り起こし

県市は、県内のＰＣＢ廃棄物及びＰＣＢ使用製品が処分期間内に処理されるよう、国や中間貯蔵・環境安全事業株式会社及び電気保安関係団体等と連携し、未届けのＰＣＢ廃棄物及びＰＣＢ使用製品（以下「未届け物等」という。）の把握に努めるとともに、未届け物等の保有の有無を確認するために、国が作成したＰＣＢ廃棄物等の掘り起こし調査マニュアルに沿って、事業者に対して掘り起こし調査を行う。

掘り起こしによる未届け物等を保管又は使用する事業者に対しては、適正な保管の指導と処理時期の確認を行うとともに、早期に処理するよう必要な助言、指導を行う。

４　収集運搬経路における緊急時広域連絡体制

収集運搬経路におけるトラブル・事故等の発生時に速やかな対応が図られるよう、広域協議会等と連携して、緊急時広域連絡体制を整備する。

また、収集運搬経路において、万が一、緊急事態が発生した場合は、府県及び市町村、警察、消防機関、収集運搬を行う者等の関係者と連携して、被害及び影響の拡大防止など適切な対策を速やかに講じる。

＜収集運搬における緊急時広域連絡体制＞

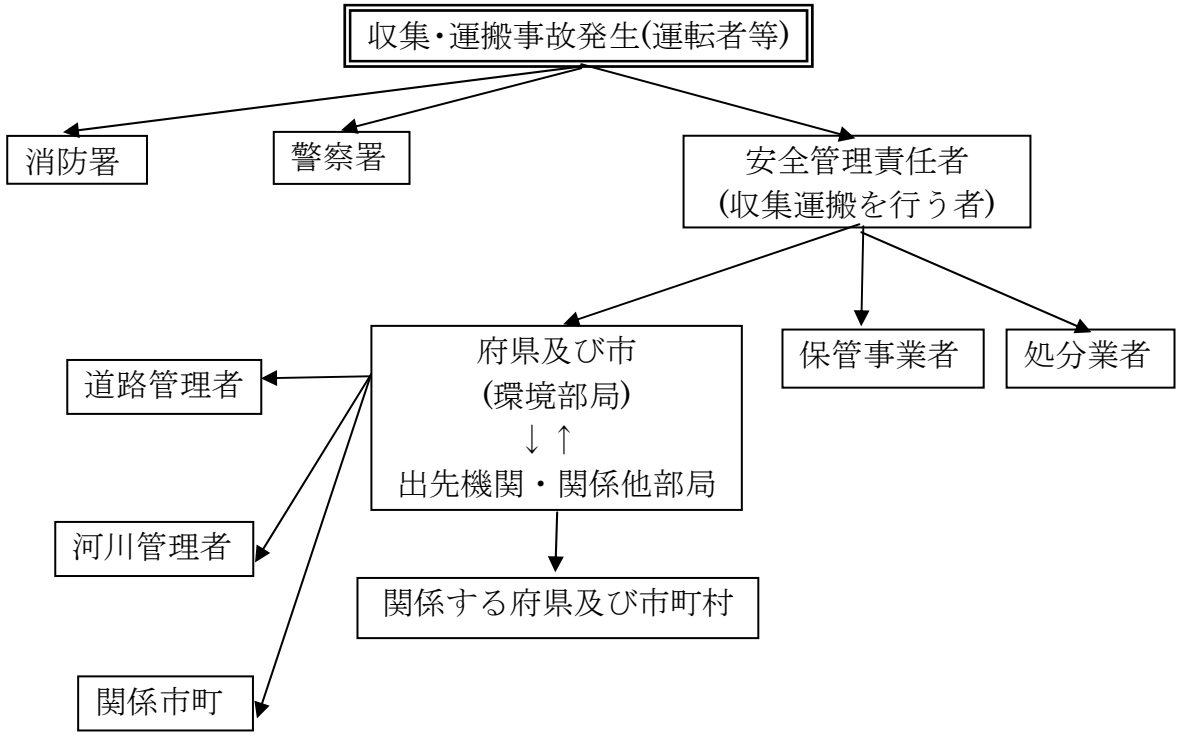

静岡県くらし･環境部 環境局 廃棄物リサイクル課

〒420-8601　静岡市葵区追手町９番６号
電話 054-221-2424
fax　054-221-3553
e-mail hai@pref.shizuoka.lg.jp